

熊本市令和2年7月豪雨被害対策漁業資金保証料助成費補助金交付要項

制定 令和2年（2020年）9月29日市長決裁

（趣旨）

第1条 この要項は、令和2年7月豪雨（以下、「本災害」という）によって経営が悪化した漁業者の資金調達の円滑化を図るため、全国漁業信用基金協会熊本支所（以下「基金協会」という。）が、令和2年7月豪雨被害対策漁業資金に係る保証料を借入者から徴収せずに債務の保証を実施する場合、保証料の減収分の補てんをするために必要な経費を、予算の範囲内において補助するものとし、その交付については、令和2年7月豪雨被害対策漁業資金保証料助成費補助金交付要項（以下「県要項」という。）及び熊本市補助金等交付規則（昭和43年規則第44号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（事業内容）

第2条 保証料の助成の対象となる資金は、令和2年7月豪雨被害対策漁業資金融通措置要項（以下「県措置要項」という。）の第2に規定する令和2年7月豪雨被害対策緊急支援資金（以下「緊急支援資金」という。）及び令和2年7月豪雨被害対策漁業近代化資金（以下「近代化資金」という。）とする。

2 対象となる漁業者は、以下のいずれかの要件を満たすものとする。

（1）緊急支援資金の借入を希望する場合は本災害により前期に比し漁業収入が10パーセント以上減少することが見込まれること。

（2）近代化資金の借入を希望する場合は、本災害により施設等が漁業等生産に支障を来す程度の被害を受けていること及び災害復旧として実施する事業である旨の市長の証明を受けていること。

3 保証料の助成の期間は、貸付期間とする。ただし、当初計画における貸付期間を原則とし、延滞等を理由に延長となった期間は含まない。

4 保証料の助成の額は、毎年1月1日から12月31日までの期間において算出した融資平均残高（計算期間中の毎日の最高残高（延滞額を除く。）の総和を365日で除して得た額をいう。）に基金協会の定める保証料率を乗じて得た額とする。

（保証料助成の承認）

第3条 基金協会は、保証料助成承認申請書に債務保証の内容を記載した書面を添付して、債務保証を行った日の属する四半期の翌月10日までに、市長に提出するものとする。（それぞれ4～6月分は7月10日まで、7～9月分は10月10日まで、10～12月分は1月10日まで、1～3月分は4月10日まで）

2 市長は、第1項の規定により提出された書類を受理し、適当と認めたときは基金協会に保証料助成承認通知書を交付するものとする。

（保証料助成金の交付申請及び交付決定）

第4条 基金協会は、保証料助成金交付申請書に、保証契約に係る貸付実行後、毎年1月1日から12月31日までの期間における借入者ごとの保証料助成額計算書を添えて、翌年1月31日までに、市長に提出しなければならない。

2 市長は、保証料助成金交付の適否を審査し、保証料助成金を交付すべきものと認めたときは、保証料助成金の交付を決定し、保証料助成金交付決定通知書を基金協会に交付するものとする。

（保証料助成金の交付請求及び交付）

第5条 基金協会は、助成金の交付の請求をしようとするときは、保証料助成金交付請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、提出された保証料助成金交付請求書を受理し、適当と認めたときは、基金協会に保証料助成金を交付するものとする。

(保証料助成金の交付確定)

第6条 保証料助成金の交付確定の通知は、規則第10条の規定による通知書の交付により行うものとする。

(調査又は報告)

第7条 市長は、保証料助成金の交付に関し、必要があると認めた場合は、基金協会に対し関係書類の提出を求め、これを調査し、又は報告を求めることができる。

(様式)

第8条 第3条から第5条までに規定する手続に使用する様式は、県要項に定める別記様式の例による。この場合において、別記様式中「市町村長」とあるのは「熊本市長」とする。

(雑則)

第9条 この要項に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則 (令和2年(2020年)9月29日決裁)

この要項は、決裁の日から施行し、令和2年7月21日から適用する。